

平成20年（た）第1号強盗殺人等再審請求事件

有罪の言い渡しを受けた者 袴 田 巖

請求人 袴 田 ひで子

証拠開示命令申立書 3

2010（平成22）年9月3日

静岡地方裁判所刑事部合議係 御中

主任弁護人 西 嶋 勝 彦

同 秋 山 賢 三

同 小 澤 優 一

同 福 地 明 人

同 田 中 薫

同 村 崎 修

同 小 川 秀 世

同 小 倉 博

同	黒	柳	安	生
同	田	畑	知	久
同	岡	島	順	治
同	小	川		央
同	中	川		真
同	伊豆	田	悦	義
同	村	松	奈緒	美
同	葦	名	ゆ	き
同	戸	舘	圭	之
同	指	宿	昭	一
同	加	藤	英	典
同	高	橋	右	京
同	佐	野	雅	則

頭書事件について、下記のとおり検察官に対し証拠開示を命ずるよう申し立てる。

記

第1 証拠開示請求の根拠

1 再審における証拠開示の理論的根拠

これまでの三者協議において、検察官は、一貫して再審請求審における証拠開示に関して訴訟構造の違い、明文規定がないことなどを根拠に証拠開示に応じる義務がないことを主張し続けている。

しかしながら、再審においても証拠開示は有罪の言い渡しを受けた者の権利として認められるべきであり、検察官の主張は理論的にも正当とはいえない。

再審における証拠開示の理論的根拠については、証拠開示請求理由補充書で既に詳細に主張しているところであるが、平成16年改正によって新たに設けられた公判前整理手続等における証拠開示制度（類型証拠開示、主張関連証拠開示）をふまえて、これまでの弁護人の主張を補足する。

2 門野博（元東京高等裁判所判事）の見解

いうまでもなく再審制度の目的は、無実の者（無辜）の救済にあり、再審における証拠開示の問題もこの観点からとらえられなければならない。

東京高等裁判所判事であった門野博氏は、「証拠開示の問題は、刑事手続は公正な手続に則って行われなければならないとするデュープロセスの観点からとらえられなければならない。もとより、被告人が十分な防御活動を受けられなかったために、冤罪が生じるとか、不利な立場に置かれるということはあってはならない。」という基本的認識のもとに再審事件における証拠開示について注目すべき理論的見解を明らかにしている（門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題—デュープロセスの観点から」原田國男判事退官記念論文集159頁以下）。

門野元判事は、平成16年の刑事訴訟法改正によって導入された公判前整理手続等における証拠開示制度の趣旨が、再審請求事件にも及ぶことを明快に論じ「再審事件（ここでは、犯人性が争われ、請求人が提出した新証拠の明白性が問題になっているようなケースを想定している。）においても、もし、その事件において、公判審理の段階で、今回の新法による公判前整理手続が行われ、証拠開示が行われていたとすれば開示されたであろう証拠については、証拠開示がなされてしかるべきであろう。」と述べ、さらに「元来類型証拠、主張関連証拠として開示が認められたような証拠については、再審手続においても、その開示を認める方向で検討すべきものと思われる。そのような証拠について証拠開示が求められれば、検察官は積極的に対応すべきであり、裁判所としても、同様の方向で、当事者間の調整に当たるべきものとする。」と正当な認識を示している。

すなわち、門野元判事は平成16年改正の目的について「今回の法改正によって整備された公判前整理手続における証拠開示制度は、単に裁判手続の効率性のみを目的としただけのものではなく、検察官側と弁護人側との証拠収集能力についての決定的な格差があることを前提として、デュープロセスの観点から、そのような両当事者間の証拠収集における格差を是正し、裁判の公正を図り、冤罪を防止することを究極の目的としていると

考えられる。」とした上で、以下のように述べて、改正法が普遍的意義を有していることを指摘している。

「たまたま、裁判員制度の導入に触発されて、これまでに比してはるかに手厚い証拠開示制度が導入されたのではあるが、それは、唐突に、それ以前の証拠開示をめぐる議論状況や実務における工夫や進展などと無縁に現れたものでは決してない。まさしく、それらの成果の延長線上に位置するものである。裁判員制度を目的とした公判前整理手続等であるからこそ認められ、その場面でのみ認められるといった矮小化された性質のものではない（公判前整理手続等によらない事件についても、新法によって規定されたのと同程度、同内容の証拠開示がなされるべきものと考えられることは前述した。）」

さらに門野元判事は再審制度の意義についても「さらに、再審制度は、非常救済措置として存在し、再審の目的は真実そのものの追求という点もさることながら、無罪の者の救済（無辜の救済）にそのねらいがあり、一個の人権問題であるともいわれている（田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』〔有斐閣、平8〕502頁以下）。」と述べている。

門野元判事の見解は、再審制度が「無辜の救済」のための制度であり「人権問題」であるとの正当な認識をふまえた上で、新設された証拠開示制度の趣旨を再審手続にも及ぼそうとするものであり非常に説得的であり今後の実務にあたっては十分参考されるべき見解といえる。

3 本件における証拠開示規定の適用可能性

弁護人がこれまで開示を求めてきている証拠群及び今回新たに開示を求めている各証拠については、いずれも類型証拠開示（刑訴法316条の15）ないし主張関連証拠開示（刑訴法316条の20）の要件を充足していることは明らかである。

したがって、これら開示を求めている証拠群は「公判審理の段階で、今回の新法による公判前整理手続が行われ、証拠開示が行われていたとすれば開示されたであろう証拠」に当たることから、速やかに証拠開示が認められるべきである。

第2 開示を求める証拠

開示を求める証拠①

1 証拠の特定

司法警察員 H・S 作成の昭和41年9月23日付検証調書（第12分冊1023丁）に係る検証時に撮影された全ての写真（同検証調書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

上記検証調書は、犯行現場を明らかにして袴田氏の自白による犯行手段方法を明らかにすることを目的にして実施された検証の状況を記録し、もって袴田氏の自白に信用性があることを立証しようとしたものであるが、その証明力を判断するには、同検証時に撮影された全ての写真の開示を受けて、犯行現場の客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同検証時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号に該当する。

開示を求める証拠②

1 証拠の特定

司法警察員 M・M 作成の昭和41年7月4日付捜査報告書（第13分冊1292丁）に係る捜査時に撮影された全ての写真（同報告書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

上記捜査報告書は、事件発生4日後の7月4日に、当時袴田氏が同僚と2人で使用していた従業員寮居室の捜索時に、上衣に僅かに血痕様のシミが付着した袴田氏のパジャマを発見したため、袴田氏から同パジャマ上下の任意提出を受け領置した状況を報告し、もって犯行着衣と認められる同パジャマが袴田氏のものであることを立証しようとしたものである。

ところが、上記捜査報告書に添付された写真は、同パジャマが発見された夜具入れ全体を撮影した1枚だけであり、その証明力を判断するには、同捜索時に撮影された全ての写真の開示を受けて、同パジャマの発見時の客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同捜索時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号に該当する。

また、同パジャマは、事件発生1年2ヵ月後に5点の衣類が発見されるまで、①袴田氏のB型血液とは別のA型およびAB型血液が検出されたこと、②放火に使用されたとされる混合油と同種の含有成分が検出されたこと、③袴田氏が負傷していた右肩部分にカギ裂き状の損傷が存在

することを主な理由として、検察官は、袴田氏が強盗殺人および放火の犯行時に着用していた衣類であると主張していた。これに対して、弁護人はそもそも袴田氏と本件犯行との関わりはなく、袴田氏の右肩部分の傷およびそれに対応する場所に存在するパジャマのカギ裂き状損傷は、袴田氏が事件当時消火作業をしていた時に生じたのであって、同パジャマは強盗殺人時のみならず放火時の犯行着衣でもないと主張している。

さらに弁護人は5点の衣類に含まれるネズミ色スポーツシャツおよび白半袖シャツの右肩部分に損傷が存在することは、袴田氏の右肩部分の傷に対応する場所に損傷のある衣類がパジャマの他にもう1組存在することになることを一つの根拠として、5点の衣類はねつ造証拠であるとも主張している。

そして当該開示請求証拠は、同パジャマが犯行着衣であるか否かの判断に不可欠な、右肩の損傷部分を含めたパジャマの発見時の客観的状況を明らかにするものであり、5点の衣類ねつ造の動機を推認させる可能性もある。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の20にも該当する。

開示を求める証拠③

1 証拠の特定

司法警察員 T・K 作成の昭和41年7月5日付「家宅捜索結果の写真報告について」と題する報告書（第13分冊1308丁）に係る家宅捜索時に撮影された全ての写真のネガフィルム

2 理由

上記報告書は、雨衣の頭布及びズボン、現場遺留の履物痕（足跡）の

履物及び血痕付着の履物、血痕付着の衣類及び同手拭タオル等、ガソリン様の油類、被害金品を捜索差押の目的として、事件発生4日後の7月4日に、第1工場・従業員寮およびその周辺を家宅捜索した時の状況を即日記録した捜索差押調書に添付されるべき写真が、同調書作成時に完成していなかったために翌日同報告書に添付されたものであり、同捜索時に発見された血痕付着の日本手拭および脱脂綿等の発見状況を明らかにして、それらが、袴田氏が本件犯行に関連して使用したものであることを立証しようとしたものである。

同捜索時に撮影された全ての写真（同報告書に添付されているものを除く）については平成22年5月28日付「証拠開示請求申立書2」において開示請求をしているところであるが、当該写真のネガフィルムの開示は、それなくして同捜索時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号に該当する。

また弁護人は、5点の衣類は袴田氏が本件犯行直後に1号タンクに隠したのではなく、それらが発見された昭和42年8月31日の直前に同タンクに隠されたねつ造証拠であると主張しているが、当該開示請求証拠は、本件犯行直後に袴田氏が5点の衣類を隠したとされる1号タンク内の客観的状況も明らかにするものであるから弁護人の主張に関連する。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の20にも該当する。

開示を求める証拠④

1 証拠の特定

司法警察員寺田勇太郎作成の昭和41年7月30日付実況見分調書（第15分冊1832丁）に係る実況見分時に撮影された全ての写真（同調書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

上記実況見分調書は、犯行現場（第1工場内風呂場および第1工場北側表出入口くぐり戸付近）の血液付着の位置および状況等を明らかにするために昭和41年7月23日に実施された実況見分の状況を記録し、もって袴田氏の自白に信用性があることを立証しようとしたものであるが、同見分調書の証明力を判断するには、見分時に撮影された全ての写真の開示を受けて、同犯行現場の血液付着の位置等の客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同実況見分時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号に該当する。

開示を求める証拠⑤

1 証拠の特定

司法警察員 M・M 作成の昭和41年9月8日付身体検査調書（第16分冊1965丁）に係る検査時に撮影された全ての写真（同調書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

上記身体検査調書は、袴田氏の創傷の有無・部位・形状等を確認する

ため昭和41年9月8日に清水警察署第1取調室内で実施された身体検査の状況を記録し、もって袴田氏の自白に信用性があることを立証しようとしたものであるが、同検査調書の証明力を判断するには、検査時に撮影された全ての写真の開示を受けて、袴田氏の創傷の有無・部位・形状等の客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同身体検査時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号に該当する。

開示を求める証拠⑥

1 証拠の特定

司法警察員 H・T 作成の昭和41年9月16日付実況見分調書（第16分冊2155丁）に係る実況見分時に撮影された全ての写真（同調書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

上記実況見分調書は、強取した金品を隠したとの袴田氏の自白に基づき証拠を保全するため、昭和41年9月14日に第1工場内C温醸室で実施された実況見分の状況を記録し、もって袴田氏の自白に信用性があることを立証しようとしたものであるが、同見分調書の証明力を判断するには、見分時に撮影された全ての写真の開示を受けて、同温醸室の客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同実況見分時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判

断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法 3 1 6 条の 1 5 第 1 項 1 号に該当する。

開示を求める証拠⑦

1 証拠の特定

司法警察員 H・S 作成の昭和 4 1 年 9 月 1 5 日付実況見分調書（第 1 6 分冊 2 1 7 7 丁）に係る実況見分時に撮影された全ての写真（同調書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

同実況見分調書は、犯行現場（被害者方中庭流し台水道管付近・同裏側出入口木戸の内側通路兼物置・S・S 方裏モミジの木付近）を明らかにし、袴田氏の自供による犯行の手段方法を確認するため、昭和 4 1 年 9 月 1 2 日に実施された実況見分の状況を記録し、もって袴田氏の自白に信用性があることを立証しようとしたものであるが、同見分調書の証明力を判断するには、見分時に撮影された全ての写真の開示を受けて、同の客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同実況見分時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法 3 1 6 条の 1 5 第 1 項 1 号に該当する。

開示を求める証拠⑧

1 証拠の特定

司法警察員 H・S 作成の昭和41年9月18日付実況見分調書（第16分冊2198丁）に係る実況見分時に撮影された全ての写真（同調書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

上記実況見分調書は、犯行現場（橋本藤作方勝手場出入口ガラス戸付近）を明らかにし、袴田氏の自供による犯行の手段方法を確認するため、昭和41年9月15日に実施された実況見分の状況を記録し、もって袴田氏の自白に信用性があることを立証しようとしたものであるが、同見分調書の証明力を判断するには、見分時に撮影された全ての写真の開示を受けて、現場の客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同実況見分時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号に該当する。

開示を求める証拠⑨

1 証拠の特定

司法警察員 H・S 作成の昭和41年9月20日付実況見分調書（第16分冊2205丁）に係る実況見分時に撮影された全ての写真（同調書に添付されているものを除く）及びネガフィルム

2 理由

上記実況見分調書は、犯行現場（被害者宅 表土間および事務机）の状況を明らかにし、袴田氏の自白による犯行の手段方法を確認するため、

昭和41年9月19日に実施された実況見分の状況を記録し、もって袴田氏の自白に信用性があることを立証しようとしたものであるが、同見分調書の証明力を判断するには、見分時に撮影された全ての写真の開示を受けて、その客観的状況について比較検討することが重要である。

また、ネガフィルムの開示は、それなくして同実況見分時に撮影された写真の総数を確認することはできないから、全写真の開示の有無を判断する上で不可欠である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号に該当する。

開示を求める証拠⑩

1 証拠の特定

H・T作成の昭和42年9月4日付実況見分調書（17分冊2374丁）に係る実況見分時に撮影されたすべての写真及びネガフィルム

2 理由

上記実況見分は、弁護人がねつ造証拠であると主張している5点の衣類について、昭和42年8月31日の発見当日、発見現場であるこがね味噌第1工場内において、麻袋が入っていた1号タンク内の状況、並びに発見された麻袋、5点の衣類、絆創膏、マッチ等を見分したものであり、同調書には、それらの写真が添付されている。

しかし、添付された写真は、いずれも、各衣類1枚ずつの写真すらなく、味噌タンク内の味噌の状態の細部、衣類の血痕や損傷等衣類の細部、さらに絆創膏やマッチの細部の詳細は不明である。

実況見分時には、調書に添付されたもの以外にも、多数の写真を撮影したものと考えられる。そして、それらの写真には、味噌タンク内の味

噌の状態の細部や衣類の血痕や損傷等や絆創膏及びマッチの細部について、よりわかりやすい写真が含まれていると考えられる。

とすると、例えば、味噌タンクについては、裁判所の認定では、古い味噌の上に新たに味噌を仕込んだところ、古い味噌の中に麻袋が埋もれていたとされている。そうであれば、味噌タンク内では、古い味噌の部分がより濃色になっているはずであり、写真によって、古い味噌の上に新しい味噌を仕込んだことが事実かどうかを確認することが可能になる。

さらに、衣類は、味噌によって汚染されており、血痕が付着し、損傷部位があったが、それらの詳細がわかれば、それが犯行着衣であるか、ねつ造証拠であるか否かを区別する手がかりが明らかになると考えられる。麻袋、絆創膏、マッチの写真についても同様である。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法 3 1 6 条の 2 0 に該当する。

開示を求める証拠⑪

- 1 I・T 作成の昭和 4 2 年 9 月 1 2 日付証拠発見報告書（1 7 分冊 2 3 2 3 丁）記載の捜索時に行われ、同報告書に添付されたもの以外の写真及びネガフィルム

2 理由

上記報告書は、弁護人が、現在、ねつ造証拠であると主張している 5 点の衣類の発見後、捜索差押令状に基づいて、昭和 4 2 年 9 月 1 2 日、浜北市中瀬●●●●番地 袴田●●方である袴田氏の実家を捜索した際に、部屋の整理ダンスの一番上の小抽出の中から、5 点の衣類のズボンと生地も

切断面も一致する共布が発見されたとするものである。

しかしながら、上記報告書には、写真が2葉しか添付されておらず、肝心の共布については、それが抽出の中に入っている状態で撮影された写真1葉しかなく、それが共布であるのか否かも判然としない。しかも、上記報告書によれば、捜索に立ち会った袴田とも（母親）は「巖がこがね味噌の葬式の時、使ったものではないかね」と供述したとされているが、上記写真では、たしかに喪章にも似ており、その区別すら不可能である。

ところが、上記報告書には、発見された際に、それが5点の衣類のズボンと「同一の生地同一色であると認められ」たとされている。

しかし、5点の衣類のズボンが、味噌によって汚染されていたこと等からすると、直ちに同一の生地であることがわかったとする点にも、重大な疑問がある。

加えて、共布が袴田氏のものであったとすると、約1年前に、清水市のこがね味噌の寮から送られたものということになるが、にもかかわらず、それが、抽出の中の一番上に置かれていたということも、きわめて不自然である。

そこで、これらの点について厳密に確認する必要がある。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項1号及び法316条の20に該当する。

開示を求める証拠⑫

- 1 昭和42年8月31日に静岡県警察本部刑事部法医理化学研究室において、司法警察員K・Zが、5点の衣類の「血痕付着、破損等の詳細な検査、鑑定、その他各持主は握のため」、各衣類を撮影したすべての写真及びネガフィルム並びに、撮影された写真を添付して当時作成された

写真撮影報告書、捜査報告書等（証拠の形式の如何を問わない）

2 理由

弁護人が、現在、ねつ造証拠であると主張している5点の衣類が発見されたのは昭和42年8月31日であり、発見直後の衣類の写真は、昭和42年9月4日付実況見分調書（17分冊2274丁）に添付されている。しかし、それらの写真のうち衣類が撮影されているものは、4葉だけであり、しかも、いずれも複数の衣類が同時に撮影されているもので、写真からは、衣類に付着した血痕や損傷等の状態の詳細がわからない。

また、S・S作成の鑑定書（17分冊2348丁）にも、5点の衣類の写真が貼付されているが、これらの中にも、血痕や損傷部分等を拡大したものはない。

これに対して、司法警察員K・Z作成の昭和48年9月8日付報告書（27分冊1711丁）では、昭和42年8月31日に静岡県警察本部刑事部法医理化学研究室において、司法警察員K・Zが、5点の衣類の「血痕付着、破損等の詳細な検査、鑑定、その他各持主は握のため」「当時撮影した物件のうち、ズボンの写真四葉を添付する。」とされている。そして、それらの写真のうち3葉は、ズボンのサイズと材質・生地メーカーの表示部分を拡大したものである。これは、持ち主の把握のため、当時、各衣類のうち、その手がかりとなる可能性がある部位を拡大して撮影したが、当時の控訴審で争点となっていたのは、ズボンのサイズや生地が縮むか否かの点であったため、上記の写真のみが報告書として提出されたものと考えられる。

そうすると、上記撮影時に撮影された残りの写真は、5点の衣類が誰が着用していたものか、あるいはそれが真の犯行着衣であるか否かを明

らかにするために、大いに役立つ可能性が高い。

また、そもそも、発見直後、上記のような写真が撮影されたのであるから、その写真を添付した写真撮影報告書、捜査報告書等が、その時点で、必ず作成されていたはずである。これらも同様に、5点の衣類が誰が着用していたものか、あるいはそれが真の犯行着衣であるか否かを明らかにするために、大いに役立つ可能性が高い。

以上のとおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の20に該当する。

開示を求める証拠⑬

1 証拠の特定

袴田氏の供述録取書等全部（弁解録取書、勾留質問調書、供述書を含む。ただし、すでに確定審において開示されたものを除く）

2 理由

捜査機関は、袴田氏を昭和41年8月18日に逮捕し、連日連夜に及ぶ違法な取り調べをして、最終的に勾留満期直前の同年9月6日になって袴田氏の自白を得た。

検察官は、この様にして得た袴田氏の自白調書を立証の柱として証拠調べ請求をしたのであるが、そのうちの昭和41年9月9日付検面調書のみが証拠採用された。

したがって、その任意性・信用性を判断するには袴田氏の供述録取書等全ての開示を受けて、その内容を精査することが必要不可欠である。

これについて、原一審において、45通に及ぶ自白調書が開示されているが、同年9月6日以前の供述調書は1通も開示されていない。

また、自白調書であっても、「(盗んだ金について)、自分で全部使ったとか、海岸のボートの下に隠したとか、落としたとか言ってましたが、皆直ぐ嘘であることが分かってしまったし」(昭和41年10月7日付検面調書)等と記されているのに、これに該当するような供述調書は見当たらないこと等から、既に開示されているもの以外にも別の供述調書が存在する可能性が高い。

以上のおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の15第1項7号に該当する。

さらに、当審において、弁護人は、捜査機関による証拠の捏造を主張しており、その根拠の一つとして警察による違法な取り調べ、供述内容のでっち上げの事実を主張している。したがって、係る主張に関連する証拠としても上記録取書は重要である。

以上のおりであるから、上記証拠は、現行の公判前手続の法316条の20にも該当する。